

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項等について

令和2年4月2日に開催した第10回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 公共施設等の休館等の取扱いについて

(1) 次の公共施設を5月6日（水）まで休館及び使用休止とする。

市民会館（さくらホール）、公民館、公民館中久保分館、公民館さいかち分館、地区会館、地区集会所、歴史民俗資料館、歴史民俗資料館分館、総合体育館、図書館、福祉会館、老人福祉館、緑が丘ふれあいセンター（緑が丘コミュニティーセンター・男女共同参画センター）、市民総合センター（福祉関係団体活動室（小・中会議室）、調理実習室、ボランティア・市民活動センター、生涯学習活動室、学校施設（屋内運動場・校庭の開放）、緑が丘出張所会議室

(2) 既に利用受付をしている屋外体育施設、屋外学習体験広場、都市公園、児童遊園及び運動場・運動広場については、5月6日（水）までの利用の自粛を要請する。

(3) 公共施設等の新規の利用受付を当面の間中止する。

(4) 村山温泉かたくりの湯は4月4日（土）・5日（日）・11日（土）・12日（日）は休館とする。

2 令和2年度年度当初の教育活動等について

(1) 小学校は4月6日（月）、小中一貫校村山学園及び中学校は4月7日（火）に入学式を実施し、全小・中学校は4月6日に始業式を実施する。

(2) 小学校は4月7日（火）、小中一貫校村山学園及び中学校は4月8日（水）から、

5月6日まで臨時休業する。

(3) 4月8日(水)以降の教育活動は次のとおりとする。

- ① 5月6日(水)まで臨時休業とする。
- ② 臨時休業日以降、週に1回、学年ごとに登校日を設定する。
- ③ 登校日に給食を実施する(ただし、小学校第1学年は4月第4週目から)。
- ④ 前項の教育活動を行う条件として、学級単位以上の児童・生徒が集まる機会を極力控えること、休み時間ごとに教室等の換気を行うこと、可能な範囲で活動時間を短縮することを条件とする。
- ⑤ 学級単位以上の児童・生徒が集まる機会を極力控えることを踏まえ、各小・中学校で例年実施している新入生歓迎会や離任式等、年度初めの行事については、中止をしたり実施方法を変更したりする。

(4) 児童の居場所について

今回の臨時休業の対応に伴い、以下のとおり児童の居場所の確保を行う。

- ① 実施期間 4月8日(水)から5月1日(金)の平日、午前8時30分から午後4時まで
- ② 対象児童 小学校1年生から3年生(学童に参加している児童を除く)のうちどうしても自宅等で過ごすことが困難な児童に限る。
- ③ 場 所 現在所属する各学校に登校する。

3 市主催等のイベントの中止について

5月6日までの市が主催又は共催する各種イベントは中止する。